# 『労働保険相談チャット』を公開しました

労働保険制度に関するお問い合わせに、チャットボット (※1) が自動で対応する対話形式のサービスを、下記の通り開始しております。

厚生労働省ホームページから『労働保険相談チャット』にアクセスすることで、労働保険制度 (※2) の知りたい情報を24時間365日 (※3) 、素早く、簡単に 取得することが可能です。

※1:チャットボットとは、"チャット"と"ロボット"を組み合わせた言葉で、 AI (人工知能) によりロボットが 自動的に対話型のコミュニケーションを行うツールのことを指します。

※2:「年度更新関係」「電子申請関係」に加えて、今後、対象業務を順次追加する予定です。

※3:メンテナンス期間を除きます。

# 概要

## チャットの入口

現在、以下のページ等に、チャットを起動するため のバナー(ボタン)を設置しております。

 「労働保険相談チャット」ご利用案内 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/b unya/koyou\_roudou/roudoukijun/hoken/roudo uhoken21/hoken\_chatbot.html



 労働保険の適用・徴収 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/b unya/koyou\_roudou/roudoukijun/hoken/index. html



お持ちのパソコン・スマートフォン・タブレットで ページを開くと、画面右下にバナーが表示されます。

# チャットの起動

下図の通りバナーをクリックしていただくことで、 チャット窓が立ち上がります。



# ご利用方法

## 1. 同意事項

冒頭の同意事項を確認された上で、 「はい」を押して下さい。



## 2. 照会の進行

案内に沿ったカテゴリ選択、また はフリー質問入力が可能です。



#### 3. 回答確認・評価

表示された回答をご確認ください。 併せて評価もお願い致します。



# お問い合わせ先

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 業務係 電話 03-5253-1111 (内線:5163,5162)



令和4年6月